



# 佐賀県公報

平成16年  
7月28日  
(水曜日)  
第12486号

## 目次

(◎印は、県例規集に登録するもの)

### 公 告

○収去飼料の試験結果の概要

(畜産課) 一

### 訓 令 甲

◎佐賀県職員被服類貸与規程の一部改正

(一四・職員課) 二

### 雑 報

○三瀬トンネル有料道路二期建設工事その一に係る公募型指名競争

入札

(道路公社) 三

○三瀬トンネル有料道路二期建設工事その二に係る公募型指名競争

入札

( " ) 五

○三瀬トンネル有料道路二期建設工事その三に係る条件付一般競争

入札

( " ) 七

## ○ 公 告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第56条第7項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和51年政令第198号)第11条第4項の規定により、平成16年5月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成16年7月28日

佐賀県知事 古 川 康

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要					
				粗蛋白質(%)	粗脂肪(%)	粗繊維(%)	粗灰分(%)	カルシウム(%)	リン(%)
理研農産化工株式会社飼料工場 佐賀県佐賀市大財北町2番1号	理研農産化工株式会社飼料工場 佐賀県佐賀市大財北町2番1号	とうもろこし・大豆粕二種混合飼料 二種混合飼料3号	16年5月	8.9		1.8	1.1		
ジェイエイ北九州くみあい飼料株式会社長崎工場 長崎県佐世保市干尽町36番地	佐賀経済農業協同組合連合会唐津飼料中継所 佐賀県唐津市双水向津留2971番地1	肉用牛繁殖用配合飼料	"	12.2	2.6	3.8	7.4	1.40	0.74
		くみあい標準配合飼料肉用牛やまと繁殖	"	12.6	4.4	5.7	5.3	0.76	0.61
		肉用牛肥育用配合飼料くみあい配合飼料佐賀牛3号	"	11.9	3.0	4.4	2.7	0.16	0.41
ヤマハニユートロレオアテック株式会社九州工場 佐賀県伊万里市山代町楠久929番地	マリンネット株式会社 佐賀県伊万里市山代町楠久929番地	養魚用配合飼料 Been's Nt5.0	"	50.0	14.5	0.7	11.1	2.33	1.70
エフデイナーフード株式会社佐賀工場 佐賀県伊万里市山代町楠久929番地	マリンネット株式会社 佐賀県伊万里市山代町楠久929番地	海産魚育成用配合飼料 ゴトーの海物語	"	53.3	9.3	1.4	14.7	3.85	2.25

○訓令甲

●佐賀県訓令甲第十四号

本 庁  
現 地 機 関  
佐賀県職員被服類貸与規程(昭和五十五年佐賀県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

平成十六年七月二十八日

佐賀県知事 古川 康

別表第一の2の部の(20)の項中「技術員」を「職員」に改める。  
別表第一の3の部の(4)の項に次のように加える。

⑧ 環境保全業務に従事する職員	夏作業服A(上、下)	1	3
	冬作業服A(上、下)	1	3

<p>図 画</p> <p>ハの欄に於て、公布の日から起算して。</p> <p>○ 雑 報</p> <p>三瀬トンネル有料道路2期建設工事について、公募型指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受付期間、方法等を次のとおり公告します。</p> <p>なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。</p> <p>平成16年7月28日</p> <p>佐賀県道路公社理事長 川 上 義 幸</p> <p>1 工事の概要</p> <p>(1) 工 事 名 三瀬トンネル有料道路2期建設工事その1</p> <p>(2) 工事場所 福岡市早良区大字飯場地内</p> <p>(3) 工事内容</p> <p>工 種 一般土工 1式</p> <p>橋梁下部工事 1式</p> <p>橋 台 2基</p> <p>延 長 L=340.0m</p> <p>幅 員 W=9.0m (3.25m×2車線)</p> <p>(4) 予定工期 約25か月</p> <p>2 共同企業体に関する事項</p> <p>本工事の入札に参加できるのは、次に掲げる要件を満たす特定建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。</p> <p>(1) 構成員の資格要件</p> <p>ア すべての構成員が次の資格要件を満たすこと。</p>	
<p>(ア) 佐賀県道路公社会計規程（昭和57年佐賀県道路公社規程第8号）第80条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。）、及び同条第3項に規定する「建設業者施行能力等級表」に登録されていること。</p> <p>(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(ロ) 土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を本工事現場に専任で配置できること。</p> <p>(ハ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づき指名停止を本工事の入札参加申請書提出期限日から入札日までの間受けていないこと。</p> <p>(ニ) 入札参加申請書の提出日以前6か月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。</p> <p>(ホ) 本工事に係る設計業務の受託者でないこと、及び当該受託者と資本又は人事面において強い関連がある建設業者でないこと。</p> <p>(ヘ) 共同企業体の結成方法は自主結成とし、本工事関連の他の工事の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。</p> <p>(フ) 土木一式工事について営業年数が3年以上あること。</p> <p>(ク) 共同企業体の代表者は、次の資格要件を満たすこと。</p> <p>(ケ) 平成15年3月1日から平成16年2月29日までの間に基準日がある経営事項審査において土木一式工事における総合評点（以下「総合評点」という。）が1,000点以上であること。</p> <p>(カ) 佐賀県内又は福岡市内に本店を有する建設業者であること。</p> <p>(キ) 共同企業体の代表者以外の構成員は、次の資格要件を満たすこと。</p> <p>(ク) 総合評点が950点以上であること、又は佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第3</p>	

<p>項の規定により土木一式工事特A級の決定を受けていること。</p> <p>(イ) 佐賀県内又は福岡市内に本店を有する建設業者であること。</p> <p>(2) 構成員の数 共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。</p> <p>(3) 出資比率 構成員が2社の場合は、30パーセント以上の出資比率を有すること。また、構成員が3社の場合は、20パーセント以上の出資比率を有すること。</p> <p>(4) 代表者の要件 代表者の出資比率は、構成員中最大であること。</p> <p>(5) 存続期間 ア 本工事の請負契約の相手方となった者 本工事に係る請負契約の履行後3か月を経過した日まで イ 本工事の請負契約の相手方とならなかった者 本工事に係る請負契約の相手方が確定した日まで</p> <p>3 入札手続等</p> <p>(1) 担当課 郵便番号 840-0041 佐賀市城内一丁目6番5号 佐賀県道路公社 経営管理課 電話 0952-25-2050</p> <p>(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所 交付期間 平成16年7月28日(水曜日)から平成16年8月11日(水曜日) まで(土曜日及び日曜日を除く。)の9時から17時まで 交付場所 3の(1)に同じ</p> <p>(3) 入札参加申請書の受付期間、受付場所及び提出方法 受付期間 平成16年7月29日(木曜日)から平成16年8月11日(水曜日) まで(土曜日及び日曜日を除く。)の9時から17時まで 受付場所 3の(1)に同じ 提出方法 持参による。</p>	<p>(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法 日 時 平成16年9月7日(火曜日) 10時 場 所 佐賀市天神二丁目1番36号 公立学校共済組合佐賀宿泊所 「はがくれ荘」 電話 0952-25-2212</p> <p>提出方法 持参による。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 佐賀県道路公社会計規程第75条第1項により免除する。</p> <p>イ 契約保証金 佐賀県道路公社会計規程第78条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。</p> <p>また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>(3) 入札の無効 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。</p> <p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 当該入札について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものがある者</p> <p>エ 一人で2以上の入札をした者</p> <p>オ 代理人でその資格のないもの</p>
--	---

カ 申請書に虚偽の記載をした者

キ 前各号に掲げるもののほか競争の条件に違反した者

(4) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を契約の相手方とする。ただし、佐賀県道路公社会計規程第76条第1項の規定により、契約の相手方となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき著しく不相当と認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札したその他の者のうち最低の価格をもって入札した者と契約を締結することができるものとする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない公社職員にくじを引かせるものとする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

(7) 関連情報を入力するための照会窓口

3の(1)に同じ

(8) 詳細は、入札説明書による。

三瀬トンネル有料道路2期建設工事について、公募型指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受付期間、方法等を次のとおり公告します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

平成16年7月28日

佐賀県道路公社理事長 川 上 義 幸

1 工事の概要

(1) 工 事 名 三瀬トンネル有料道路2期建設工事その2

(2) 工事場所 福岡市早良区大字飯場地内

(3) 工事内容

工 種 一般土工事 1式

橋梁下部工事 1式

橋 台 3基

橋 脚 2基

延 長 L=287.0m

幅 員 W=9.0m (3.25m×2車線)

(4) 予定工期 約25か月

2 共同企業体に関する事項

本工事の入札に参加できるのは、次に掲げる要件を満たす特定建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(1) 構成員の資格要件

ア すべての構成員が次の資格要件を満たすこと。

(ア) 佐賀県道路公社会計規程（昭和57年佐賀県道路公社規程第8号）第80条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること（被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。）、及び同条第3項に規定する「建設業者施行能力等級表」に登録されていること。

(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を本工事現場に専任で配置できること。

<p>(五) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を本工事の入札参加申請書提出期限日から入札日までの間受けていないこと。</p> <p>(六) 入札参加申請書の提出日以前6か月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。</p> <p>(七) 本工事に係る設計業務の受託者でないこと、及び当該受託者と資本又は人事面において強い関連がある建設業者でないこと。</p> <p>(八) 共同企業体の結成方法は自主結成とし、本工事関連の他の工事の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。</p> <p>(九) 土木一式工事について営業年数が3年以上あること。</p> <p>イ 共同企業体の代表者は、次の資格要件を満たすこと。</p> <p>(ア) 平成15年3月1日から平成16年2月29日までの間に基準日がある経営事項審査において土木一式工事における総合評点(以下「総合評点」という。)が1,000点以上であること。</p> <p>(イ) 佐賀県内又は福岡市内に本店を有する建設業者であること。</p> <p>ウ 共同企業体の代表者以外の構成員は、次の資格要件を満たすこと。</p> <p>(ア) 総合評点が950点以上であること、又は佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号)第2条第3項の規定により土木一式工事特A級の決定を受けていること。</p> <p>(イ) 佐賀県内又は福岡市内に本店を有する建設業者であること。</p> <p>(2) 構成員の数 共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。</p> <p>(3) 出資比率 構成員が2社の場合は、30パーセント以上の出資比率を有すること。また、構成員が3社の場合は、20パーセント以上の出資比率を有すること。</p> <p>(4) 代表者の要件 代表者の出資比率は、構成員中最大であること。</p>	<p>(5) 存続期間</p> <p>ア 本工事の請負契約の相手方となった者 本工事に係る請負契約の履行後3か月を経過した日まで</p> <p>イ 本工事の請負契約の相手方とならなかった者 本工事に係る請負契約の相手方が確定した日まで</p> <p>3 入札手続等</p> <p>(1) 担当課 郵便番号 840-0041 佐賀市城内一丁目6番5号 佐賀県道路公社 経営管理課 電話 0952-25-2050</p> <p>(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所 交付期間 平成16年7月28日(水曜日)から平成16年8月11日(水曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の9時から17時まで</p> <p>交付場所 3の(1)に同じ</p> <p>(3) 入札参加申請書の受付期間、受付場所及び提出方法 受付期間 平成16年7月29日(木曜日)から平成16年8月11日(水曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の9時から17時まで</p> <p>受付場所 3の(1)に同じ</p> <p>提出方法 持参による。</p> <p>(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法 日 時 平成16年9月7日(火曜日) 13時 場 所 佐賀市天神二丁目1番36号 公立学校共済組合佐賀宿泊所 「はがくれ荘」 電話 0952-25-2212</p> <p>提出方法 持参による。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p>
--	---

<p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 佐賀県道路公社会計規程第75条第1項により免除する。</p> <p>イ 契約保証金 佐賀県道路公社会計規程第78条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。</p> <p>また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>(3) 入札の無効</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。</p> <p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 当該入札について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものがある者</p> <p>エ 一人で2以上の入札をした者</p> <p>オ 代理人でその資格のないもの</p> <p>カ 申請書に虚偽の記載をした者</p> <p>キ 前各号に掲げるもののほか競争の条件に違反した者</p> <p>(4) 落札者の決定方法</p> <p>ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を契約の相手方とする。ただし、佐賀県道路公社会計規程第76条第1項の規定により、契約の相手方となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき著しく不適当と認められるときは、その</p>	<p>者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札したその他の者のうち最低の価格をもって入札した者と契約を締結することができるものとする。</p> <p>イ 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない公社職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(5) 契約書作成の要否 要</p> <p>(6) 提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。</p> <p>(7) 関連情報を入力するための照会窓口 3の(1)に同じ</p> <p>(8) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>三瀬トンネル有料道路2期建設工事について、条件付一般競争入札を行いますので、入札参加資格確認申請書の受付期間、方法等を次のとおり公告します。なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。</p> <p>平成16年7月28日</p> <p>佐賀県道路公社理事長 川 上 義 幸</p> <p>1 工事の概要</p> <p>(1) 工事名 三瀬トンネル有料道路2期建設工事その3</p> <p>(2) 工事場所 福岡市早良区大字飯場曲洲地内</p> <p>(3) 工事内容</p> <p>工 種 一般土工事 1式</p> <p>橋梁下部工事 1式</p> <p>橋 台 5基</p>
---	--

## 橋 脚 12基

延長 L=1,143.0m

幅員 W=9.0m (3.25m×2車線)

(4) 予定工期 約28か月

## 2 共同企業体に関する事項

本工事の入札に参加できるのは、次に掲げる要件を満たす特定建設共同企業体(以下「共同企業体」という。)とする。

(1) 構成員の資格要件

ア すべての構成員が次の資格要件を満たすこと。

(ア) 佐賀県道路公社会計規程(昭和57年佐賀県道路公社規程第8号)第80条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること(被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。)、及び同条第3項に規定する「建設業者施行能力等級表」に登録されていること。

(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(ロ) 土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を本工事現場に専任で配置できること。

(ハ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づき指名停止を本工事の入札参加資格確認申請書提出期限日から入札日までの間受けていないこと。

(ニ) 入札参加資格確認申請書の提出日以前6か月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。

(ホ) 本工事に係る設計業務の受託者でないこと、及び当該受託者と資本又は人事面において強い関連がある建設業者でないこと。

(ヘ) 共同企業体の結成方法は自主結成とし、本工事関連の他の工事の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

(ウ) 土木一式工事について営業年数が3年以上あること。

イ 共同企業体の代表者は、次の資格要件を満たすこと。

(ア) 平成15年3月1日から平成16年2月29日までの間に基準日がある経営事項審査において土木一式工事における総合評点(以下「総合評点」という。)が1,200点以上であること。

(イ) 佐賀県内又は福岡市内に本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

(ロ) 橋梁下部工事(橋脚高さ30メートル以上又は主塔高さ30メートル以上のものに限る。)について、平成6年4月1日から平成16年3月31日までの間に元請として竣工した実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。)を有すること。

(ハ) (ロ)に掲げる工事の施工経験を有する者を、監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できるものであること。

ウ 共同企業体の代表者以外の構成員は、次の資格要件を満たすこと。

(ア) 総合評点が1,000点以上であること。

(イ) 佐賀県内又は福岡市内に本店を有する建設業者であること。

(ロ) 橋梁下部工事(橋長15メートル以上のものに限る。)について、平成6年4月1日から平成16年3月31日までの間に元請として竣工した実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。)を有すること。

(2) 構成員の数

共同企業体の構成員の数は、3社とする。

(3) 出資比率

各構成員は、20パーセント以上の出資比率を有すること。

(4) 代表者の要件

代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(5) 存続期間



<p>ア 本工事の請負契約の相手方となった者          本工事に係る請負契約の履行後12か月を経過した日まで          イ 本工事の請負契約の相手方とならなかった者          本工事に係る請負契約の相手方が確定した日まで</p> <p>3 入札手続等</p> <p>(1) 担当課 郵便番号 840-0041 佐賀市城内一丁目6番5号          佐賀県道路公社 経営管理課          電話 0952-25-2050</p> <p>(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所          交付期間 平成16年7月28日(水曜日)から平成16年8月11日(水曜日)          まで(土曜日及び日曜日を除く。)の9時から17時まで          交付期間 3の(1)に同じ</p> <p>(3) 入札参加資格確認申請書の受付期間、受付場所及び提出方法          受付期間 平成16年7月29日(木曜日)から平成16年8月11日(水曜日)          まで(土曜日及び日曜日を除く。)の9時から17時まで          受付場所 3の(1)に同じ          提出方法 持参による。</p> <p>(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法          日時 平成16年9月9日(木曜日)13時          場所 佐賀市天神二丁目1番36号          公立学校共済組合佐賀宿泊所 「はがくれ荘」          電話 0952-25-2212          提出方法 持参による。</p> <p>4 その他          (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨          日本語及び日本国通貨          (2) 入札保証金及び契約保証金</p>	<p>ア 入札保証金 佐賀県道路公社会計規程第75条第1項により免除する。          イ 契約保証金 佐賀県道路公社会計規程第78条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。          また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>(3) 入札の無効          次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。          ア 参加する資格のない者          イ 当該入札について不正行為を行った者          ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものがある者          エ 一人で2以上の入札をした者          オ 代理人でその資格のないもの          カ 申請書に虚偽の記載をした者          キ 前各号に掲げるもののほか競争の条件に違反した者</p> <p>(4) 落札者の決定方法          ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を契約の相手方とする。ただし、佐賀県道路公社会計規程第76条第1項の規定により、契約の相手方となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札したそ</p>
--	--

他の者のうち最低の価格をもって入札した者と契約を締結することができるものとする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない公社職員にくじを引かせるものとする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

(7) 関連情報を入力するための照会窓口

3の(1)に同じ

(8) 詳細は、入札説明書による。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年七月二十八日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画(株)